

○川越市地域ふれあいセンター条例

平成14年9月27日

条例第19号

(設置)

第1条 本市は、市民に文化活動及び学習の場を提供することにより市民の相互交流を図り、もって市民の文化の向上及び豊かな地域社会づくりに資するため、川越市地域ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(平19条例36・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川越市北部地域ふれあいセンター	川越市大字山田1578番地1
川越市東部地域ふれあいセンター	川越市大字並木452番地1

(平19条例36・追加)

(利用許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可をしてはならない。

- (1) 公共の福祉を害するとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、利用について条件を付けることができる。

(平19条例36・旧第2条繰下)

(利用許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 市長が特に必要があると認めるとき。

(平19条例36・旧第3条繰下)

(使用料)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可の際に別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平19条例36・旧第4条繰下・一部改正）

（使用料の免除）

第6条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

（平19条例36・旧第5条繰下）

（特別の設備等の承認）

第7条 利用者は、センターの利用に当たり、特別の設備をし、又は既存の設備を移動しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（平19条例36・旧第6条繰下）

（損害賠償）

第8条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又は市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（平19条例36・旧第7条繰下）

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) センターの利用に関する業務

(2) センターの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第3条、第4条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平17条例15・全改、平19条例36・旧第8条繰下・一部改正）

(指定管理者の指定の手續)

第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもので適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うことができること。
- (3) センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、前2項の規定により指定管理者を指定する場合において、規則で定める要件を満たす地域の団体がセンターの設置の目的を効果的かつ安定的に達成し、適切な管理を行うことができると認めるときは、当該団体をセンターの指定管理者として指定することができる。

(平17条例15・追加、平19条例36・旧第9条繰下・一部改正)

(管理の基準等)

第11条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準を遵守する上で必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するために必要な事項

(平17条例15・追加、平19条例36・旧第10条繰下)

(指定管理者による施設の現状変更等)

第12条 指定管理者は、センターの施設の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例15・追加、平19条例36・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例15・旧第9条繰下、平19条例36・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第1条、第7条及び第8条の規定は、平成14年12月9日から施行する。

附 則 (平成17年6月23日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条の規定により行われている管理の委託については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 市長がこの条例の施行の日以後最初に指定管理者を指定する場合における改正後の第9条第3項の規定の適用については、同項中「既にセンターの指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）」とあるのは「川越市北部地域ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成17年条例第15号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされるセンターの管理の委託を受けているもの（以下「既受託者」という。）」と、「既指定管理者」とあるのは「既受託者」とする。

附 則 (平成19年12月19日条例第36号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条及び次項の規定 平成20年1月1日
 - (2) 附則第3項の規定 公布の日
- 2 第1条の規定による改正後の川越市北部地域ふれあいセンター条例別表の規定は、平成20年4月1日以後の川越市北部地域ふれあいセンターの利用に係る使用料について適用し、同日前の川越市北部地域ふれあいセンターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 川越市東部地域ふれあいセンターに係る利用及び指定管理者の指定の手続は、この条例

の施行前においても行うことができる。

附 則（令和５年１２月２５日条例第３３号）抄

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次条第２項並びに附則第３条第２項、第４条第２項、第５条第２項、第６条第２項、第７条第２項、第８条第２項、第９条第２項、第１０条第２項及び第１１条第２項の規定は、公布の日から施行する。

（川越市地域ふれあいセンター条例の一部改正に係る経過措置）

第５条 第４条の規定による改正後の川越市地域ふれあいセンター条例（次項において「新条例」という。）別表第１及び別表第２の規定は、施行日以後の川越市地域ふれあいセンターの利用に係る使用料の額の算定について適用する。

２ 施行日以後における川越市地域ふれあいセンターの利用に関し施行日前に川越市地域ふれあいセンター条例第５条第１項の規定により納付すべき使用料の額の算定は、施行日前においても、新条例別表第１及び別表第２の規定の例により行うことができる。

別表第１（第５条関係）

（平１９条例３６・全改、令５条例３３・一部改正）

川越市北部地域ふれあいセンター使用料

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時３０分から午後９時まで
広間１		１，１００円	１，５００円	１，７００円
広間２		７５０円	１，０００円	１，１５０円
会議室１		７００円	９５０円	１，１００円
会議室２		５００円	７００円	８００円
和室１		３００円	４００円	４５０円
和室２		３５０円	４５０円	５００円
音楽室		７５０円	１，０００円	１，１５０円
調理実習室		７００円	９００円	１，０００円
創作室		６００円	８００円	９００円
多目的ホ	可動いすを利用する場合	２，９００円	３，８５０円	４，４００円

ール	可動いす を利用し	舞台を利用す る場合	2, 1 0 0 円	2, 8 0 0 円	3, 2 0 0 円
	ない場合	舞台を利用し ない場合	1, 5 5 0 円	2, 0 5 0 円	2, 3 0 0 円

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有しない者並びに当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の5割相当額を加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

（平19条例36・追加、令5条例33・一部改正）

川越市東部地域ふれあいセンター使用料

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
会議室1		800円	1,050円	1,200円
会議室2		600円	800円	900円
リハーサル室		450円	600円	650円
調理実習室		550円	750円	850円
多目的ホール	舞台及び控室を利用する場合	2,300円	3,100円	3,500円
	舞台及び控室を利用しない場合	1,600円	2,150円	2,450円

備考 区域外居住者（本市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域内に住所を有しない者並びに当該区域内に事務所、事業所等を有しない法人をいう。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の5割相当額を加算した額とする。